

児童・生徒就学援助費の受給申請について（お知らせ）

枕崎市では、小・中学校の児童・生徒が経済的理由により学校で学ぶことが困難と認められる場合には、保護者に対して学用品費・学校給食費・修学旅行費等の就学援助費の支給を行なっています。

受給希望の場合は「就学援助費受給申請書」「委任状」及び「同意書」欄に記入・押印の上、学校へ提出してください。

【就学援助を受けられる方】

枕崎市に居住し、枕崎市立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者で、生活保護法に規定する要保護世帯の方、又は次の認定基準に該当すると教育委員会が認めた準要保護世帯の方

◎ 認定基準

- (1) 生活保護を停止又は廃止された保護者
- (2) 市民税の非課税や減免を受けている保護者
- (3) 国民年金の掛金又は国保の保険料の減免を受けている保護者
- (4) 児童扶養手当の支給を受けている保護者
- (5) 職業安定所登録日雇労働者である保護者
- (6) 職業が不安定で生活状態が悪いと認められる保護者

認定や広報は、必要に応じて学校や民生委員の協力を得て行ないます。

【申請について】

※申請は毎年度申請となり自動継続とはなりません。

当初申請：年度当初に申請されて認定となった方は、原則として4月1日付の認定となります。

随時申請：年度途中で世帯構成の変化（死亡・離婚等）や収入状況の悪化（失業・罹患等）あるいは災害による罹災等があった時は、随時申請することができます。学校もしくは教育委員会（学校教育課）へ御相談ください。その場合、認定日は申請した日となり、援助額は費目により日割又は月割計算します。

【申請書について】

申請書は、年度当初に小学校・中学校ごとに、子ども便にて配布します。

「振込先金融機関」の欄は、新規及び口座の変更のある方のみ記入してください。（名義人は、保護者であること。）「委任状」・「同意書」の欄も必ず記入・押印してください。

※書き方については、申請書裏面の記載例を参考にしてください。

【申請後の取扱い】

申請者には認否結果にかかわらず、学校を通じて結果を通知します。

認定者への援助費の支払いは、7月・12月・3月の年3回、口座振込で行います。校納金や学校給食費等の滞納がある場合は、差額分の支給となります。

【就学援助の対象となる費目】

- | | |
|--------|--------------------------------------|
| 学用品費等 | 学用品費・通学用品費・校外活動費（一日遠足等）・武道の実技用具費の購入費 |
| 新入学用品費 | 入学者が通常必要とする学用品及び通学用品またはそれらの購入費 |
| 修学旅行費 | 修学旅行に参加するために必要な交通費・宿泊費・見学科・その他の経費 |
| 学校給食費 | 市学校給食費保護者負担分 |
| 医療費 | 学校保健安全法施行令第8条に定める疾病の治療に要する経費 |

【問合せ先】 枕崎市教育委員会 学校教育課
電 話 0993-76-1242（直通）